## 教養教育棟及び大学会館の施設貸与に関する申合せ

平成25年3月27日 制定 平成29年9月22日 改正

(趣旨)

第1 群馬大学大学教育・学生支援機構(以下「機構」という。)が管理する施設(以下 「施設」という。)の貸与については、この申合せの定めるところによる。

(施設及び範囲)

- 第2機構が管理する施設とは、教養教育棟及び大学会館とする。
- 2 この申合せにより貸与できる施設の範囲は、機構が管理する施設に限るものとし、他 の規程等により貸与されている施設は除くこととする。

(施設管理責任者)

第3 機構の施設管理責任者は、機構長とする。

(貸与対象者)

- 第4 施設の貸与対象者は、次のとおりとする。
  - (1) 群馬大学(以下「大学」という。)の教職員及び大学関係者
  - (2) その他施設管理責任者が特に認めた者(団体)

(貸与の範囲)

- 第5 施設を貸与する範囲は、次のとおりとする。
  - (1) 大学の教育・研究に使用する場合
  - (2) 大学の業務・運営のために使用する場合
  - (3) その他施設管理責任者が特に認めた場合

(貸与の申込み)

第6 施設の貸与を申し込もうとする者は、学務部教務課に事前相談の上、原則として、 使用予定日の2か月前までに、所属長を通じて、施設管理責任者へ借用文書を提出し、 許可を得なければならない。

(貸与の決定)

第7 施設の貸与許可及び貸与期間延長の可否の決定は、機構会議の議を経て、施設管理 責任者が行う。

(貸与の取消し)

- 第8 施設管理責任者は施設の使用を許可された者(以下「使用者」という。)が,この 申合せ及び貸与許可条件に違反した場合には,貸与の許可を取り消し,又は貸与を中止 させることがある。
- 2 施設管理責任者は、前項のほか、施設の運用上特に必要が生じた場合は、貸与の許可 を変更、又は取り消すことがある。

(貸与期間等)

- 第9 貸与期間は、原則として当該年度内とする。ただし、継続の必要があると認められる場合は、期間の延長をすることができる。
- 2 使用者は、施設の貸与期間延長又は返還(退職による場合も含む。)をする場合は、速やかに施設管理責任者へ申し出なければならない。
- 3 施設の貸与期間延長又は返還(退職による場合も含む。)をする場合は、原則として、 2か月前までに、所属長を通じて、施設管理責任者へ文書を提出しなければならない。 使用する施設の変更を希望する場合も、同様とする。
- 4 教員研究室,教育・研究に使用する施設,施設管理責任者が特に認めた施設については、貸与期間延長手続を省略することができる。

(管理)

- 第10 施設において,研究等に必要な構築物・設備等の設置に要する経費,物品等の搬出 入経費及び原状回復に要する経費は,使用者の負担とする。
- 2 施設管理責任者は、施設を管理するものとする。

(使用者の義務)

- 第11 使用者は,施設及び備品を常に適切な管理の下,注意をもって使用しなければならない。
- 2 使用者は、貸与許可の目的以外に使用してはならない。
- 3 使用者が、故意又は重大な過失により施設及び備品を損傷し、又は滅失し、若しくは 許可条件に違反したことにより損傷を与えたときは、これを原状に回復し、又は当該損 害額に相当する金額を損害賠償として支払わなければならない。
- 4 使用者は、研究等の遂行のため、やむを得ず施設等に大幅な変更を加えるときは、事前に施設管理責任者の許可を得なければならない。
- 5 使用者は、使用を中止するとき又は許可された貸与期間が満了したときは、施設を原 状回復の上、明け渡さなければならない。
- 6 前2項にかかる費用は、使用者が負担しなければならない。
- 7 使用者は、施設の使用に際して施設管理責任者の指示に従わなければならない。 (事務)
- 第12 施設貸与に関する事務は、学務部教務課において処理する。

(雑則)

第13 この申合せに定めるもののほか,施設貸与に関し必要な事項は,施設管理責任者が 別に定める。

(申合せの改廃)

第14 この申合せの改廃は、機構会議の議を経て、施設管理責任者が行う。

附則

- 1 この申合せは、平成25年3月27日から施行する。
- 2 この申合せ施行の日の前日において、機構の施設を教員研究室又は教育・研究スペースとして借用している者については、この申合せが承認されたことをもって許可された ものとみなす。

附則

この申合せは、平成29年9月22日から施行する。